

家畜保健衛生だより

令和2年度 第10号

新しい「飼養衛生管理基準」の遵守をお願いいたします。

○本年6月30日に公布されました、新しい飼養衛生管理基準については、豚については7月1日から、牛・鶏・馬等については10月1日から一部項目を除いて新基準が施行されています。

- ・今後、新しい飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を順次行っていきますので、対応方よろしくをお願いいたします。
- ・なお、今後遵守いただけない事項につきましては、農林水産省より必要に応じて文章等をもって指導・勧告・命令等を行うように通知が発出されておりますので、不遵守の箇所につきましては、至急ご対応をお願いいたします。

➤次に記載しました内容については、特にご確認をお願いいたします。

○飼養衛生管理マニュアルの作成について

(豚：令和3年4月施行、その他：令和4年2月施行)

- ・農林水産省においてひな形が提示されましたので、各農場においては管理獣医師等の意見を反映した上で作成してください。(下記 URL 参照)
- ・作成したマニュアルについては、従業員やその他外部事業者に対しても周知を図ることとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

☞ https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

検索：飼養衛生管理基準マニュアル

○野生動物侵入防止のためのネット等の設置について

(豚：施行済、家きん：令和3年10月施行)

- ・野生動物侵入防止対策として、「畜舎や堆肥舎などに対する防鳥ネット(網目 2cm 以内)(豚・家きん飼養者)」と「防護柵(豚飼養者)」の設置

○畜舎毎の専用の靴の設置について

(豚・家きん：施行済)

- ・畜舎毎に専用の長靴等を設置し、畜舎に入る際には必ず交換をお願いします。

※牛及び馬の飼養者は、畜舎及び厩舎毎の靴の設置又は畜舎に入る際に必ず靴の消毒を行うようお願いいたします。

※豚の飼養者は、畜舎毎に衣服の設置及び使用もお願いいたします。

○食品循環資源利用対策について

(豚：令和3年4月施行)

- ・肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源の利用については新基準(90℃60分)への適切な対応又は利用の中止
- ☞まずは、食品循環資源仕入先へ肉製品の取扱状況の確認をお願いします。
特にパン(屑)を利用している農場は、仕入先に対してパンの製造加工過程で肉製品の利用の有無及び分別管理ができているかご確認をお願いします。

○衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の手指消毒等

(全畜種：施行済)

- ・衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者に専用の手袋を着用させる場合を除く。)

○衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

(全畜種：施行済)

- ・衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をお願いします。
- ・また、衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。)

○家畜の所有者の責務

(全畜種：施行済)

- ・家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有します。
- ・関係法令を遵守するとともに、関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うことが必要です。
- ・所有者以外に飼養衛生管理者がある場合は、常時連絡が可能である体制を確保し、衛生管理の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させるようにしてください。

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

メールアドレス：fm1714.kwk@pref.kanagawa.jp

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432